

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

変更等があった事項 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更								加算			休止	再開	廃止	
	氏名・住所 ※注1	法人の名称・所在地・代表者の 電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	建物の構造・専用区画等	※注1・2 管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業者 ※注3	利用料	通常の事業実施地域	LIFEへの登録	医療用麻薬持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養加算	事業の休止 ※注4	休止から再開	事業の廃止
変更届出書（様式第一号（五））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△	
運営規程の新旧対照表（参考様式5）又は変更前の運営規程 ※注5	△				△	○	○	○	○	○	○					△	
運営規程 ※注5	△				△	○	○	○	○	○	○					△	
法人の登記事項証明書【写しで可】	○																
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ※注6					○			○	○							○	
誓約書（標準様式6-1）・別紙①・⑤ ※注7	△																
事業所一覧（参考様式8） ※注8	△	△															
辞令、雇用契約書又は労働条件通知書等の雇用関係がわかるもの					○												
・平面図（標準様式3）【変更前の図面も添付】 ・主要な場所の写真（参考様式2）				○			○										
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）											○	○	○				
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1、1-2）【変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること】											○	○	○				
高度管理医療機器等の販売業の許可証等の写し												●	●				
麻薬小売業者免許証の写し												●					
再開届出書（様式第一号（六））															○		
廃止・休止届出書（様式第一号（七））															○		○
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類 ・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式6） ・職員の募集広告等															○		
・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式6） ・指定（更新）通知書の原本																	○
業務管理体制に係る届出書 ※注9	△	△															△注10

注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注2) 兼務関係・住所の変更も届出が必要です。運営規程に兼務関係を記載している場合は、変更した運営規程も添付してください。

注3) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業員の「員数」の取り扱い（ID:1038883）」を参照してください。

注4) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注5) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表等とともに添付してください。変更前の運営規程を添付する場合は、変更箇所をマーカーで引く等、変更箇所が分かるようにしてください。なお、変更が生じない場合は添付する必要はありません。

注6) 変更日から4週間分の勤務表を提出してください。

注7) 介護予防サービスを行っていない場合は別紙①を、介護予防サービスを行っている場合は別紙①、⑤を添付してください。なお、住所及び氏名（婚姻等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注8) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市の指定を受けているすべての事業所の一覧を添付してください。

注9) 市ウェブサイト「業務管理体制について（ID:1038877）」を確認してください。

注10) 業務管理体制の届出先が変更となる場合のみ添付してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。